

踏切で落輪して停車していた軽自動車に、列車が衝突して脱線

概要：10両編成の普通列車は、A駅を20時34分に出発した。列車の運転士は、速度約103km/hで惰行運転中、車両進入禁止である踏切の約200m手前で、踏切に支障物を認めたため、非常ブレーキを使用したが無事に止まらず、列車は踏切内で停止していた支障物である軽自動車と衝突し、同自動車を押したまま約270m走行して停止した。

列車は1両目の前台車全2軸が右へ脱線していた。

列車には乗客約300名及び乗務員4名（本務運転士、本務車掌、便乗運転士及び便乗車掌の各1名）が乗車しており、乗客1名が負傷した。

なお、軽自動車には、踏切進入時に運転者及び同乗者（2名）が乗車していたが、車外に出ていたため無事であった。

事故要因の分析

1 踏切内への進入について

踏切内への進入については、以下のことが関与して、軽自動車の運転者が通行できるものと考えて進入したものと考えられる。

(1)踏切構造物

踏切進入側に設置してある杭(ポール)は、鉄道事業者がかつて交通規制の実効を確保するために設置したものであったが、杭と柵の間隔は軽自動車を通れるほどの間隔があった。

(2)交通規制

自動車の通行禁止を示す道路標識等が解除されたためになかった。

(3)軽自動車の運転者の口述

- ・踏切に進入する前の時点で、踏切の進出側の杭は見えなかった。
- ・道路標識がなかったことから、通行できるものと考えて本件踏切の横断を始めた。



本件踏切の事故前の状況【進入側】数値の単位は「mm」



列車の下に写っている黒い物が本件軽自動車

2 落輪したことについて

軽自動車の運転者が通行できるものと考え、踏切に同自動車を進入させたものの、通行できないことが分かり、後退することとなったが、踏切内の幅員が狭い上、日没後で辺りも暗くなっており、また、同自動車の運転者自身も動揺していた可能性があると考えられる状況でハンドル操作を誤り、踏切で落輪したものと考えられる。

原因（抄）：本事故は、落輪して踏切内に停車していた軽自動車と列車が衝突した後、列車が同自動車を列車前面の連結器の下に巻き込むように線路上を押し進み、同自動車の一部が分岐器のガードレールに接触したことなどから列車が脱線したものと考えられる。

同自動車が落輪したことについては、運転者が踏切を通行できると考えて進入させたものの、途中で自動車が通れないことが分かり後退することになったが、踏切の幅員が狭隘で、かつ、日没後で暗く、さらに運転者も動揺していた可能性があると考えられる状況でハンドル操作を誤ったことによるものと考えられる。

再発防止に向けて

必要と考えられる事故防止策：鉄道事業者、警察及び道路管理者は、踏切における自動車通行止めなどの交通規制や自動車の通行をできなくする杭の設置などを実施または廃止しようとするときは、相互に十分連絡、協議して、安全上の齟齬が生じないように注意すべきである。

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しております。(平成27(2015)年6月25日公表)  
<http://www.mlit.go.jp/jtsb/railway/rep-acci/RA2015-4-1.pdf>